

武庫川流域委員会 設置要綱

(名称)

第1条 本会は、武庫川流域委員会（以下、委員会という）という。

(設置)

第2条 委員会は、河川法第16条に基づく武庫川水系河川整備基本方針及び第16条の2に基づく武庫川水系河川整備計画の策定にあたり、学識経験者や地域住民の意見を聴くため、知事が設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、河川管理者が提示する武庫川水系の河川整備基本方針及び河川整備計画の原案について議論を行い、知事に提言する。

(委員会)

第4条 委員会の委員は、学識を有する者及び地域住民等から、知事が委嘱する。

2 委員の任期は2年間とする。

3 委員は再任されることができる。

4 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立するものとする。なお、委員の代理出席は認めない。

5 委員会の議決は、出席委員の過半数をもってこれを行う。なお、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

6 委員会には部会を設置することができる。

7 河川整備計画を議論するにあたり、必要な場合は、委員会の組織を拡大する。

(委員の義務)

第5条 委員は、職務上の地位を、政党又は政治的目的、営利的目的若しくは宗教的目的のために利用してはならない。

2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委員を退いた後も、同様とする。

(委員長)

第6条 委員会には委員長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総括する。

3 委員会は委員長が召集する。

4 委員長に事故がある時は、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(河川管理者)

第7条 河川管理者は、委員会から説明や意見を求められたとき、又は、委員長の許可を得て説明や意見を述べることができる。

(委員会の公開)

第8条 委員会は、公開を基本原則とする。

(謝金)

第9条 委員が会議その他の委員会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

(旅費)

第10条 委員が委員会の職務を行うために、会議に出席し、又は旅行したときは、別に定めるところにより、旅費を支給する。

(事務局)

第11条 委員会の事務局は、県土整備部土木局河川計画課とし、委員会の運営に関する庶務を行うものとする。

(雑則)

第12条 本要綱に定めるもののほか、委員会運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年3月12日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成18年3月11日限り、その効力を失う。

(委員会の招集の特例)

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第3項の規定にかかわらず、県土整備部長が招集する。